

採用昇任等基本方針に基づく任用の状況(平成21年度)

1 多様な人材の採用について

(1) 採用候補者名簿による採用の状況

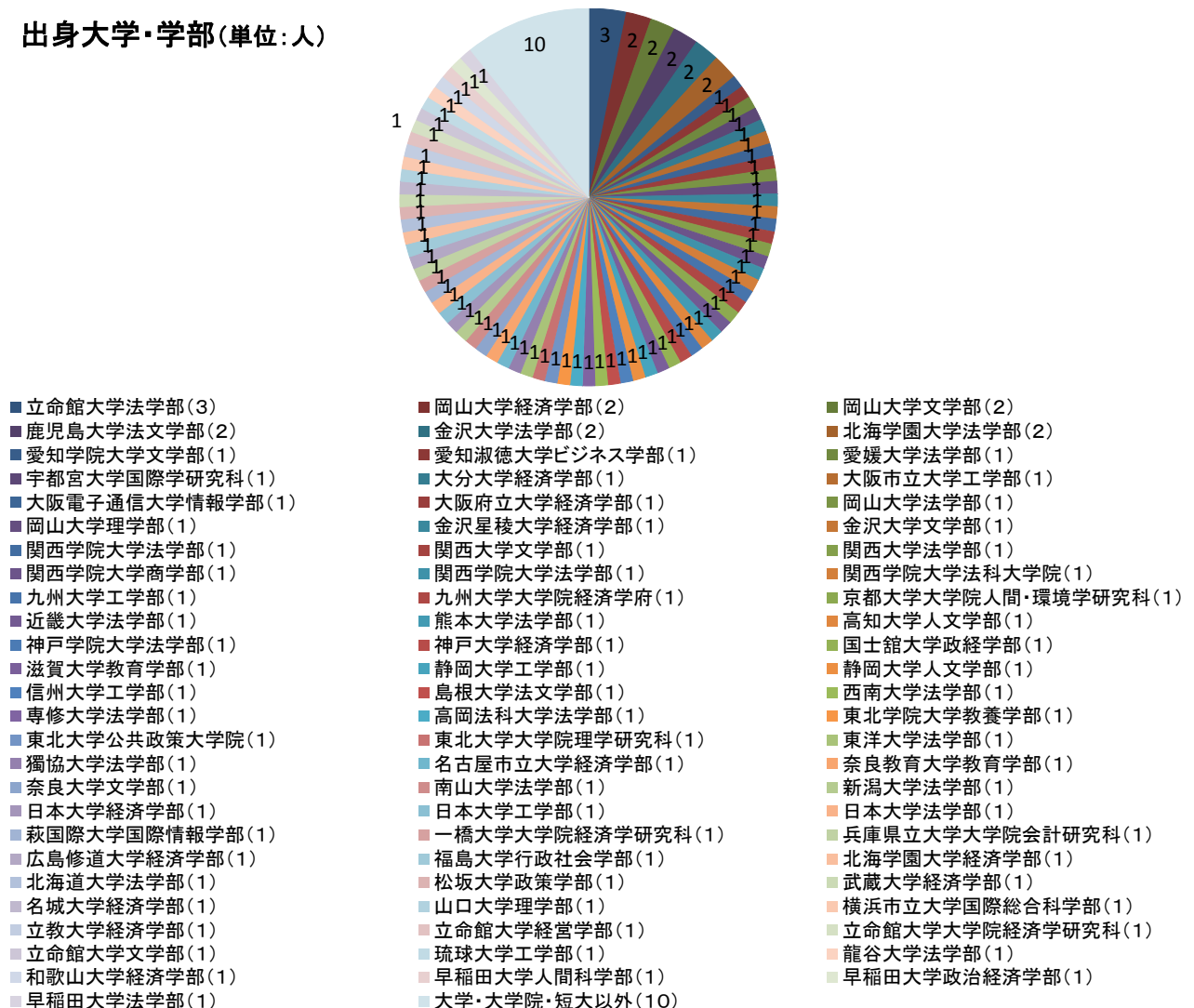
基本方針2(1)において、「職務の特殊性等を踏まえつつ、採用試験における特定の専門区分の合格者や特定の大学・学部出身者に偏ることなく、また、「男女共同参画基本計画(第2次)」(平成17年12月27日閣議決定。以下「男女基本計画」という。)の定める目標を達成すべく女性の採用を図り、多様で有為な人材を確保する。」とされていることを踏まえた平成21年度の採用の状況のうち、国家公務員採用Ⅰ種試験及び国家公務員採用Ⅱ種試験(行政)の採用候補者名簿からの採用の状況は以下のとおりである。

イ 国家公務員採用Ⅰ種試験による採用者0人

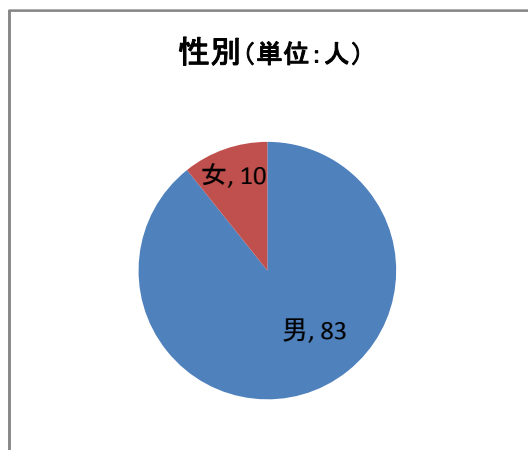
※ 国家公務員採用Ⅰ種試験の採用候補者名簿の中から、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に採用した一般職の職員

ロ 国家公務員採用Ⅱ種試験(行政)による採用者93人の出身大学・学部等、性別の内訳

出身大学・学部(単位:人)



※ 平成20年度国家公務員採用Ⅱ種試験(行政)採用候補者名簿から採用した一般職の職員



(2) 選考採用の状況

基本方針2(2)において、「選考によって新たに採用を行うに当たっては、採用手続における公開性・平等性を確保する観点から、職務の特殊性等を踏まえつつ、採用しようとする官職、当該官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力、当該官職の職務を遂行する上で必要となる専門的な知識・技術、能力の実証の方法等を十分な時間的余裕を持って明らかにして公募を行うことを原則とする。」とされていることを踏まえた、選考によって新たに採用を行うに当たっての公募手続の有無及び公募期間の状況は以下のとおりである。

- イ 選考によって新たに採用した者(※)のうち、公募手続を経て採用した者の状況は以下のとおりとなっている。

選考によって新たに採用した者の数	6766人
うち公募手続を経て採用した者の数(割合)	6741人(99.6%)

※「選考によって新たに採用を行った者」とは、一般職の常勤職員に係る選考採用のうち、特別職・地方公共団体・独立行政法人等からの選考採用、かつて職員であった者の選考採用又は人事交流の一環として行われる選考採用を除いたものをいう。

- ロ 公募手続を経て採用した者のうち、公募期間(※)の状況は以下のとおりとなっている。

公募期間	1週間未満	1週間以上 ～2週間未満	2週間以上 ～3週間未満	3週間以上 ～1か月未満	1か月以上
採用人数	0人	24人	24人	101人	6592人

※「公募期間」とは、募集の告知を開始した日から応募の受付を締め切った日までの期間をいう。

- ハ 公募手続を行わなかった役職は医師のみであり、公募手続を行わなかった理由については、病院の特性(政策医療)に係る知識・経験等が特殊であることに加え、近隣の大学医局との協力の下で医師のキャリアパスが考えられていることによるものである。

2 採用年次及び採用試験の種類にとられない人事管理について

(1) 本府省室長等に相当する官職に初めて任用された職員の採用試験の種類及び勤続年数

基本方針3(1)において、「あらかじめ採用試験の種類ごとに標準的な昇任までの年数を設定する運用や、同期採用者を一斉に昇任させたりする運用(中略)といった、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとられない運用を行ってはならず」とされていることを踏まえ、平成21年度において本府省室長以上／本府省課長以上／本府省部長以上／本府省局長職以上の官職に相当する官職に初めて任用された者について、採用試験の種類ごとに、採用から当該任用までにかかった年数等の状況は以下のとおりである。

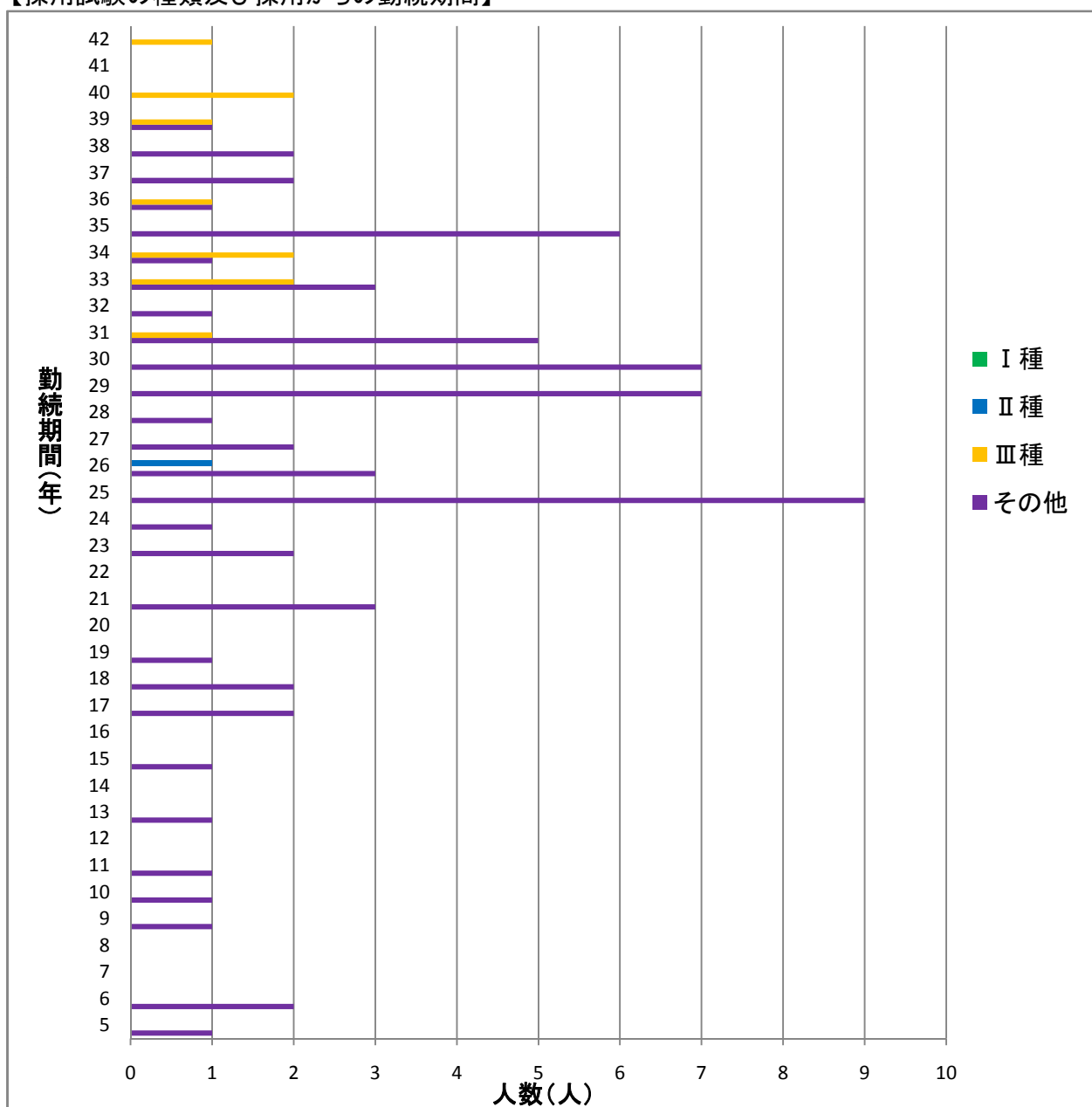
イ 本府省室長相当職以上の官職に相当する官職に任用されたことのない職員のうち、初めて本府省室長以上の官職に相当する官職(総括診療部長等)に任用された職員について

【採用試験の種類ごとの人数】

I 種試験	II 種試験	III 種試験	その他	計
0人	1人	10人	70人	81人

※「その他」は医師、看護師等の医療職で、選考採用した職員である。

【採用試験の種類及び採用からの勤続期間】



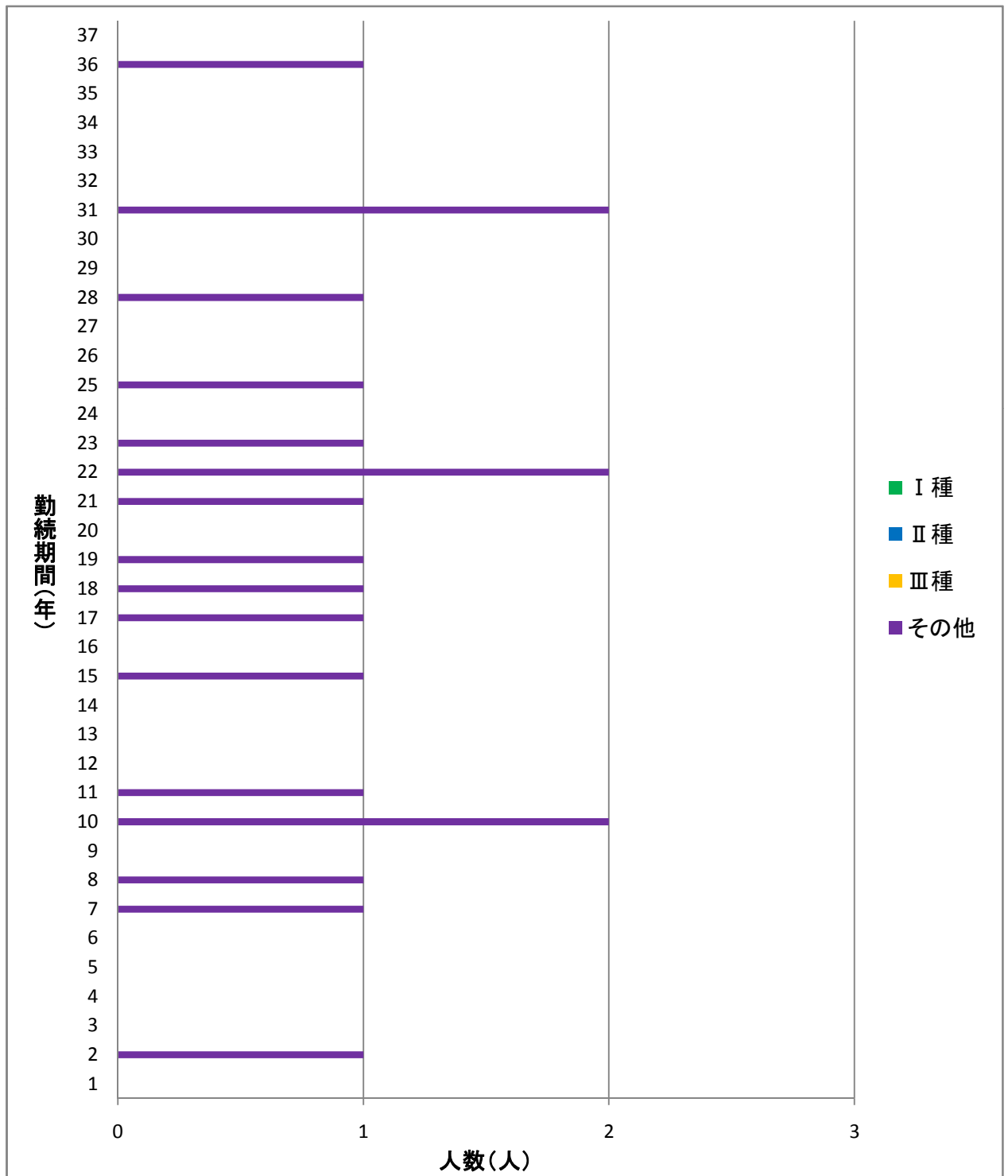
□ 本府省課長以上の官職に相当する官職(副院長等)に初めて任用された職員数について

【採用試験の種類ごとの人数】

I 種試験	II 種試験	III 種試験	その他	計
0人	0人	0人	19人	19人

※「その他」は医師、看護師等の医療職で、選考採用した職員である。

【採用試験の種類及び採用からの勤続期間】



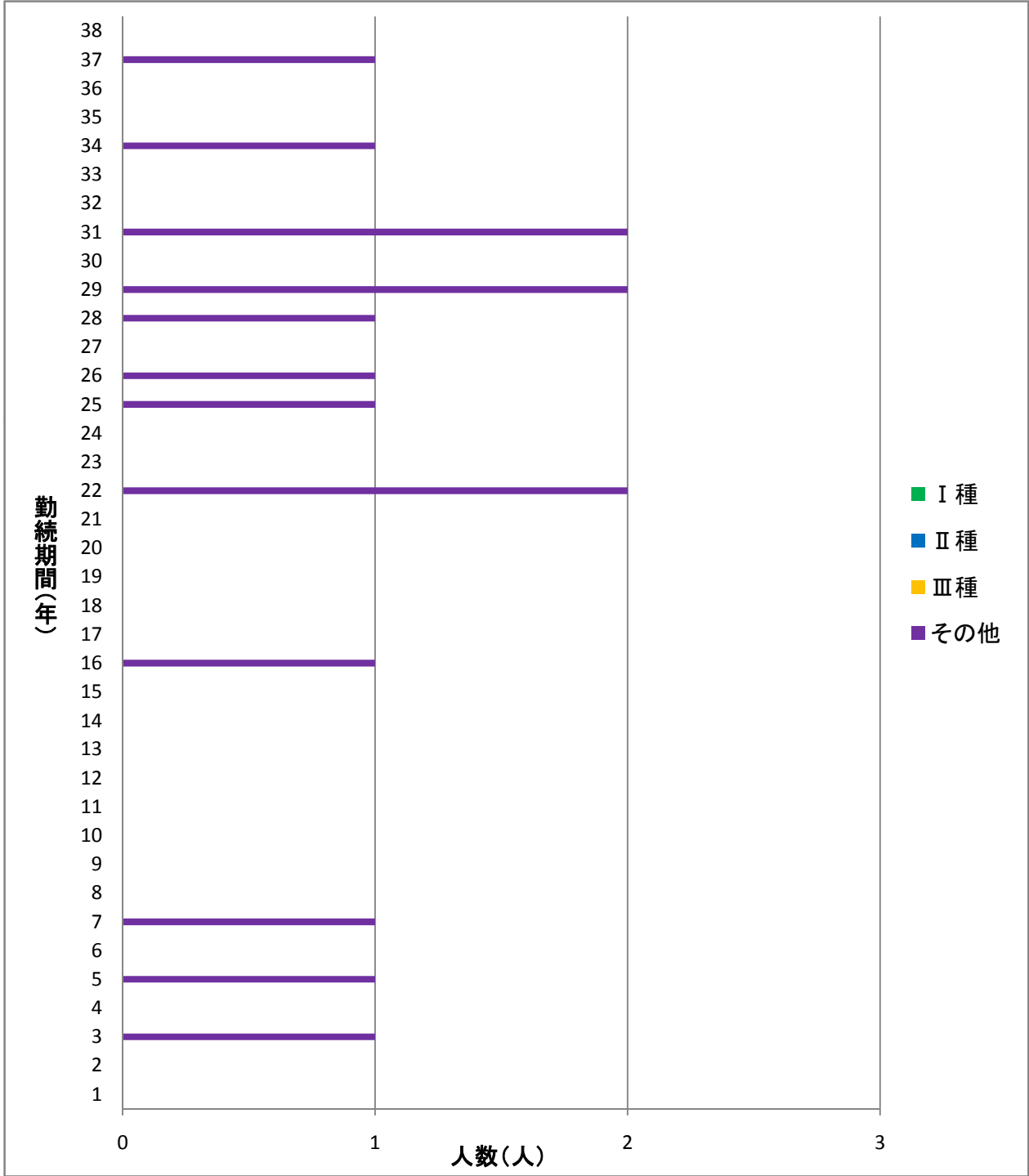
ハ 本府省部長以上の官職に相当する官職(病院長等)に初めて任用された職員数について

【採用試験の種類ごとの人数】

I 種試験	II 種試験	III 種試験	その他	計
0人	0人	0人	15人	15人

※「その他」は医師、看護師等の医療職で、選考採用した職員である。

【採用試験の種類及び採用からの勤続期間】



ニ 本府省局長以上の官職に相当する官職は存在しない。

(2) これまでの慣行にとられない人事運用について

基本方針3(1)において「法令・政策の企画立案、省・局等全体の総括・調整等を担う官職に国家公務員採用Ⅰ種試験の合格者を恒常的に配置する運用といった、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとられない運用を行ってはならず」、基本方針3(2)において「人事評価に基づき、極めて優れた能力を有すると認められる職員については、これまでの慣行にとられないことなく、より早期に昇任させることとし、特に必要と認める場合には、二段階以上上位の職制上の段階に属する官職に昇任させるといった運用も考慮する。」及び基本方針3(5)において「従来女性職員が就いていなかった官職に女性職員を登用する等、女性職員の職域拡大に努める」とされていることを踏まえ、平成21年度における二段階以上上位の職制上の段階に属する官職への昇任等、従来の人事慣行にとられない任用の主な事例は以下のとおりである。

イ これまでの人事慣行にとられない任用の主な事例は以下のとおり。

能力・適性等を踏まえて女性事務職員を従来女性が就くことが少なかった管理職へ登用した。	女性職員を病院の経営企画室長へ登用(2事例)
能力・適性等を踏まえて看護職を副院長へ登用した。	看護職員を病院の副院長へ登用

ロ 本府省室長等に相当する官職に初めて任用された職員のうち女性職員の数及びその割合は以下のとおりとなっている。

本府省の局長以上	本府省の部長以上	本府省の課長以上	本府省室長以上(※)
—	0人(0.0%)	0人(0.0%)	22人(27.2%)

※ 本府省室長相当職以上の官職に相当する官職に任用されたことのない職員のうち、初めて本府省の室長以上の官職に相当する官職に任用された職員を対象とする。

※ 本府省局長以上の官職に相当する官職は存在しない。

(3) 多様な勤務経験の付与、同一官職在職期間の長期化等に伴う弊害の防止等について

基本方針3(3)において「転任については、職員への多様な勤務機会を与えるよう努めるのはもちろんのこと、多様な行政課題や業務の繁閑に的確に対応し得る事務処理体制の整備、同一官職に特定の職員を長期間就けることに伴う弊害の防止等も勘案しつつ行う」とされていることを踏まえ、平成21年度において多様な勤務機会の付与、多様な行政課題や業務の繁閑に的確に対応し得る事務処理体制の整備又は同一官職在職期間の長期化等に伴う弊害の防止を行うためにとった主な措置は以下のとおりである。

多様な勤務機会の付与の観点から、本部とブロック事務所、病院間の異動についても積極的に行うこととしている。
近い将来の課長・室長を育成するため、班長・専門職1期目の職員については、可能な限り他部門の班長職へ配置換することにより、職務経験の幅を広げられるよう異動を計画している。
会計部門の職員については、原則として同一の職務に長期間在職させないよう指導しており、会計業務の透明性を図っている。
幹部職員(事務部長・課長・室長)にあっては病院運営への関与の継続性維持の観点から概ね3年、その他の職員については、同一病院概ね3年以上を目途に各病院の欠員状況により異動を計画している。